

かき養殖筏等の台数把握調査業務仕様書

1 業務目的

広島県中西部海域（東広島市以西）に設置されているかき養殖筏等について、時期ごとの実台数を把握するため、現地調査を実施し、養殖量や養殖密度の検討に活用する。

2 業務内容

(1) 打合せ協議

各業務項目において、協議は、現地調査の着手前1回、中間1回、成果物納入前1回の計3回以上とする。打合せ記録簿は受注者が作成し、発注者の了解を得ることとする。

(2) かき養殖筏等の台数把握調査

ア 概要

広島県中西部海域に設置されているかき養殖筏等について、区画漁業権ごとにドローンを用いて撮影し、整理する。

イ 調査対象の区画漁業権

調査対象とする区画漁業権は、表1に記載の第1種区画漁業かき筏垂下式養殖業及びかき杭打垂下式養殖業とする。

表1 調査対象の区画漁業権

No.	地区名	漁協名（代表権者）	区画漁業権番号
1	大竹市	くば	1～5
2		阿多田島	10、11
3	廿日市市	地御前	21～26
4		大野	31～36
5		大野町	51～55
6		宮島	63～67
7	広島市	広島市	79～107
8	坂町	坂町	129～132
9	江田島市	三高	138、139
10		美能	143～148
11		内能美	156～161
12		鹿川	179～181
13		大原	186～188
14		深江	192～195

15		大柿町	201～207
16		東江	221～226
17		江田島	229～234
18		切串	241～244
19	呉市	音戸	248～255
20		田原	262～265
21		早瀬	271、272
22		倉橋西部	276～281
23		倉橋島	285～292
24		下蒲刈町	302
25		吉浦	308～310
26		阿賀	313～315
27		広	321、322
28		安浦	330～333、337～341
29	東広島市	早田原	344～355
30		安芸津	362～368

ウ 調査内容及び方法

- ・広島県中西部海域に設置されたかき養殖筏等について、区画漁業権ごとにドローンを用いて、遠近または高高度から静止画で撮影する。
- ・画像データの形式は JPEG とする。
- ・調査回数は、6月頃と10月頃の計2回とする。
- ・使用するカメラは、撮影した画像から筏台数が判別できる解像度とするため、5,000万画素以上のものを用いる。
- ・撮影に必要な官公庁への許認可申請手続き及び、撮影機材、安全監視員、船舶等の用意は受注者で行う。

なお、発注者との打合せ協議によって、調査対象及び調査時期を変更する場合があります。

エ 調査結果の取りまとめ

2 (2) ウの調査内容について、撮影した画像データは区画漁業権ごとに整理し、調査時期ごとに報告する。

なお、撮影日時、現地で撮影したドローンの位置、撮影した区画漁業権番号（対象筏群）、撮影した方向などを地図上に表し、該当する写真に番号を付与して整理する。

3 業務スケジュール

業務スケジュールは表2のとおりを想定している。

表2 業務スケジュール

時期 業務	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
着手前打合せ	■									
許認可手続き	■									
撮影(1回目)		■								
撮影画像提供				■						
中間報告				■						
撮影(2回目)						■				
撮影画像提供							■			
成果物まとめ									■	
成果物納入										■

4 成果物

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

ア 現地調査報告書(2(2)エをまとめたもの)

(A4ファイル形式)

1部

イ 撮影した画像データ(JPEG形式)

1部

ウ アの電子記録媒体資料

1部

(Word又はExcel等、編集が可能な形式及びPDF版)

(2) 納入先

広島県農林水産局水産課

5 その他

- ・受注者は、業務の進捗状況等を定期的に報告するほか、発注者の求めに応じて報告を行うものとする。
- ・発注者は、業務の目的を達成するため、業務の進捗状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受注者はこの指示に従うものとする。
- ・受注者は、本業務の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- ・業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、発注者と受注者で協議を行うものとする。